

特定秘密の保護に関する法律案に強く反対する会長声明

政府は、本年10月25日、「特定秘密の保護に関する法律案」（以下、「本法案」という。）を臨時国会に提出し、会期中の成立を目指している。当弁護士会は、以下の理由に基づき、本法案の成立に強く反対する。

1 法案の概要

本法案の概要は、以下のとおりである。

（1）行政機関の長が防衛・外交、スパイ・テロ活動の防止等に関する情報を「特定秘密」に指定する。（2）この特定秘密を取り扱う業務を行う者を「適性評価」により選別する。（3）特定秘密は、適性評価によってこれを漏らすおそれがないと認められた者のみが取り扱うものとし、（4）特定秘密の取扱者が秘密を漏らしたときは、10年以下の懲役等に処する。特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、秘密を取得した者も同様に処罰する。秘密取扱者が秘密を漏らす行為を遂行することを共謀、教唆、煽動した者は、5年以下の懲役とする。

2 本法案の問題点は多々あるが、特に問題がある点について述べる。

（1）立法事実の不存在

現在、国家機密の保護に関する法律としては、国家公務員法、自衛隊法等が存在する。「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議の報告書」に紹介されていた情報漏えい事件8件は、現行法で対応可能な事案である。国民一般を対象とする秘密保護法制を必要とする情報漏えいの事実は、政府により示されておらず、何ら認められないものである。

（2）特定秘密の指定について

秘密指定の対象事項は、①「防衛に関する事項」、②「外交に関する事項」、③「特定有害活動の防止に関する事項」、④「テロリズムの防止に関する事項」の4分野とされるが、その範囲は広範であり、不明確である。特に「特定有害活動」及び「テロリズム」は本法案12条2項において定義が定められているが、その定義自体に「おそれがあるもの」（特定有害活動）や「その他の主義主張」（テロリズム）といった広範で曖昧な文言が用いられている。秘密指定者は、自己の恣意的な文言解釈により、多岐にわたる情報を特定秘密と指定することが可能である。行政機関による恣意的な秘密指定により、民主政下の情報の流通が害されることとなる。

具体的には、原子力発電所事故による放射性物質拡散に関する情報が、「テロリズムの防止に関連する事項」として秘密指定され一般国民に伝わらず、国民の避難などの生命身体に関わる安全や、原発の是非に関する政治的意思形成を害されるといった事態が強く懸念される。

(3) 適性評価について

特定秘密の取扱者を選別する際の適性評価は、調査対象者のプライバシーを著しく侵害するものである。

すなわち、その調査項目は、精神疾患、飲酒についての節度、信用状態といった他人に知られたくない事項に及び、調査対象者本人のみならず、その家族、家族以外の同居人にまで及ぶ。本人の同意を調査の条件としても、公務員等の職務に就いている場合は、調査対象者が同意を拒むことは立場上困難である。

(4) 罰則について

本法案は、前記のように「特定秘密」に指定された情報の漏えい、その共謀、教唆、煽動、更には、情報の「管理を害する行為による」取得を重く処罰する。これは、市民にとって、重要、有用な情報の流通を著しく害する危険を有するものである。

特に、報道機関等は、「特定秘密」が何か、秘密取扱者が誰か、「管理を害する行為」が何か明確にわからないのに、官庁、出入り業者等に取材をし、「特定秘密」として指定されていた情報の報道をすれば重く処罰される危険がある。

かかる事態は、罪刑法定主義に反するものと評価できる。

さらに、特定秘密保護法違反に関する刑事裁判手続においては、漏えいされたとされる秘密の内容が、逮捕状、勾留状及び起訴状においても明示されないまま手続が進行し、判決文においても明示されないおそれがある。このように、被疑者被告人が被疑事実等が不明確なまま刑事裁判等を受けることは、被疑者被告人の防御権を害し、裁判の公開原則にも違反するものと言える。

(5) 国民の「知る権利」に対する侵害について

秘密保護法案においては、特定の情報の取扱者（公務員に限られない）を行政機関が定め、この者が情報を漏らすこと（過失も含む）を厳しく処罰し、取扱者から情報の「管理を害する行為により」情報を取得した者も厳しく処罰する。

情報取扱者の情報漏えい共謀、教唆、煽動した者も処罰されることから、「特定秘密」の漏えいに関わったとされた者は、広く処罰される可能性がある。

そして、当該情報を秘密と知らずに取材すること自体に逮捕勾留の危険がある以上、報道機関等の取材活動は活発さを失い、市民にとって価値のある情報が自粛により報道されなくなる事態が生じる。

また、取材対象者たる公務員等は、自己への逮捕勾留の危険をおそれ、記者等に対して、情報提供を一切拒絶することが予想される。

このように、本法案は、国民の情報への接近そのものを処罰するものであり、憲法21条の定める表現の自由の保障を損なう危険性を強く有するものである。

そして、報道機関等の取材に対する萎縮的効果を生じさせ、国民の「知る権利」の実現を害し、国民が最終的に国家の政治的意思を決定する民主政の危機を招くものである。

3 結 語

現在、一部野党との間で修正協議が行われているが、報じられている修正内容から見て、上記の問題点は何ら解消されるものではない。

以上の理由から、当会は、本法案の成立に強く反対するものである。

2013（平成25）年11月20日

茨城県弁護士会
会長 佐 谷 道 浩